

国立大学法人電気通信大学学長選考等実施細則

制定 平成18年12月12日細則第1号
最終改正 令和6年12月16日細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学学長選考等規程（以下「選考等規程」という。）第6条、第11条及び第14条の規定に基づき、学長の選考及び解任の審査における意向調査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(学長候補者の推薦)

第3条 学長候補者の推薦は、学長候補者推薦書（以下「推薦書」という。第1号様式）、推薦者名簿（第2号様式）により行う。

- 2 学長候補者の推薦は、推薦される者の同意を得ていなければならない。
- 3 学長候補者は、学長候補者略歴書（以下「略歴書」という。第3号様式）及び所信表明（第4号様式）を学長選考・監察会議が定めた日までに提出しなければならない。
- 4 推薦書及び推薦者名簿に記載された学長候補者又は推薦者が特定できない場合は、当該推薦を無効とする。
- 5 推薦の受付期間は、学長選考・監察会議が定めるところによる。

(意向調査対象者の選出)

第4条 学長選考・監察会議は、意向調査対象者を選出したときは、速やかに意向調査対象者一覧（第5号様式）により選考経緯及び選考理由を、並びに略歴書及び所信表明を公示するものとする。

(公開説明会の実施)

第5条 学長選考・監察会議は、意向調査対象者の公開説明会を実施するものとする。

- 2 公開説明会は、意向調査対象者の所信表明が公示された後から、意向調査を実施する日までの間の適切な時期に実施する。
- 3 学長選考・監察会議は、公開説明会の実施に当たり、職員から意向調査対象者の所信等について質問を受け付けるものとする。

(意向調査等実施委員会)

第6条 学長選考・監察会議は、公開説明会及び意向調査を実施するときは、意向調査等実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

- 2 学長選考・監察会議は、学長の選考又は解任の審査について、結果等を公示したときは、実施委員会を解散する。

(組織等)

第7条 実施委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報理工学域から選出された者 1人
- (2) 大学院情報理工学研究科から選出された者 2人
- (3) 国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に定める各センターから選出された者 1人

- (4) 事務組織から選出された者 1人
- 2 意向調査対象者として選出された者は、委員にはなれない。
 - 3 実施委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されるまでは、学長選考・監察会議の議長がこれを召集し、その議長となる
 - 5 実施委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 6 実施委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 実施委員会の事務は、総務部総務企画課において処理する。

(意向調査)

第8条 実施委員会は、選考等規程第6条に規定する投票による意向調査を、1回に限り実施する。

(投票の方式)

第8条の2 前条の投票は、電子投票（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による投票をいう。以下同じ。）の方式により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子投票による意向調査の実施が困難な状況その他学長選考・監察会議が必要と認めたときは、紙の投票の方式による意向調査を実施することができる。

(意向調査に係る公示)

第9条 実施委員会は、第8条に定める意向調査の実施に係る次の各号に掲げる事項を、投票日の10日前までに公示しなければならない。

- (1) 意向調査対象者の氏名
 - (2) 投票の方式
 - (3) 投票の開始日時及び終了日時
 - (4) その他必要な事項
- 2 前条第2項の規定に基づく紙の投票の方式による場合には、前項第3号の規定は「投票所、投票日及び不在者投票を行う期間」と読み替える。

(投票資格者)

第10条 投票資格者は、選考等規程第6条各号に定める者とし、公示日において国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に在職する者とする。ただし、休職中の者、停職中の者及び海外渡航中の者は除くものとする。

- 2 投票資格を有していた者が、投票の日までに休職したとき、停職になったとき、又は本学に在職しなくなったときは、投票資格を失う。

(投票資格者名簿)

第11条 実施委員会は、第9条の公示日において投票資格者を確定し、投票資格者名簿（以下「名簿」という。第6号様式）を作成する。

- 2 名簿は、公示日の翌日から投票日の2日前までの間、総務部総務企画課において閲覧に供するものとする。
- 3 投票資格者は、名簿に脱漏、誤載があると認めたとき、その他疑義があるときは、閲覧期間内に実施委員会に申し立てることができる。

4 前条第1項ただし書きにより投票資格者から除かれた休職中の者、停職中の者及び海外渡航中の者が、投票当日までに復職又は帰着したときは、投票資格の認定を実施委員会に申し立てることができる。

5 実施委員会は、前2項の申立てがあったときは、速やかに審議し、認定等を行うものとする。

6 実施委員会は、前条第2項により投票資格が失われたとき、又は前項により認定等が行われたときは、必要な名簿の補正を行うものとする。

(電子投票システムの要件)

第11条の2 電子投票の方式に使用するシステム(以下単に「システム」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 投票資格者のみが投票を行うことができるもの、かつ、投票にあたりID及びパスワード入力等により投票資格者本人であることを確認する機能を有していること

(2) システムの管理者であっても、投票者の情報と投票結果の関連を知ることができないこと

(3) 投票資格者の投票を特定の回数に制限できること

(4) 電子投票の期間を設定できること

(5) 実施委員会及びその指定する者が、電子投票の期間終了後にシステム上で各意向調査対象者の得票数を確認することができること

(電子投票)

第11条の3 電子投票の方式により意向調査を行う場合には、この条に定める方法により実施するものとし、次条から第17条までの規定は適用しない。

2 実施委員会は、システムの使用方法等について、投票資格者へあらかじめ周知するものとする。

3 投票資格者は、電子投票の期間内に、システムから意向調査対象者の氏名1人を選択するものとする。

4 開票は、電子投票の期間終了後に、各意向調査対象者の得票数をシステム上で確認するものとする。

5 投票の効力に疑義が生じたときは、実施委員会が判定する。

(投票所)

第12条 投票所は、原則として1か所とする。

(投票)

第13条 意向調査の投票は、投票資格者が直接投票所において行うものとし、代理投票及び郵便による投票は認めない。

2 投票日に出張等やむを得ない事由により直接投票所で投票ができない場合は、不在者投票をすることができる。

3 投票は、すべて所定の投票用紙(第7号様式)を用いなければならない。

(不在者投票)

第14条 投票資格者は、不在者投票を行おうとする場合は、公示日の翌日から投票日の2日前までに、不在者投票願(第8号様式)を実施委員会に提出して、承認を得なければならない。

- 2 不在者投票の実施期間は、公示日の翌日から投票日の前日の正午までの間とする。
- 3 第1項により不在者投票を認められた者は、所定の投票所において投票用紙を不在者投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に署名をして、実施委員会に提出するものとする。

(投票用紙)

第15条 投票用紙は、投票者名簿（第9号様式）と照合し投票所において交付する。

- 2 投票用紙への記入は、単記無記名式とする。

(投票の効力)

第16条 投票において、次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙によらないもの
 - (2) 公示された意向調査対象者以外の者の氏名を記載したもの
 - (3) 白票のもの
 - (4) その他意向調査対象者の氏名が判別し難いもの
- 2 前項各号に定めるもののほか、投票の効力に疑義が生じたときは、実施委員会が判定する。

(開票)

第17条 開票は、即日開票とし、1か所の開票所において行う。

(投票結果の報告)

第18条 実施委員会は、開票終了後、速やかに開票の結果を学長選考・監察会議に報告しなければならない。

第19条 削除

(解任の要求)

第20条 選考等規程第10条第1項に規定する学長の解任要求は、学長解任要求書（第10号様式）及び解任要求者名簿（第11号様式）により行うものとする。

(解任の意向調査)

第21条 第6条から第18条まで（第11条の3第3項、第13条第3項、第15条第2項並びに第16条第1項第2号及び第4号を除く。）の規定は、学長選考・監察会議が学長の解任を審査するために必要があると認めた場合に行う意向調査に準用する。

- 2 前項の規定に基づき準用する解任の意向調査を電子投票の方式により行う場合において、投票資格者は、電子投票の期間内に、システムから賛成又は反対のいずれかを選択するものとし、次条の規定は適用しない。

(解任に用いる投票用紙)

第22条 解任のための意向調査の投票は、所定の投票用紙（第12号様式）を用いなければならない。

第23条 削除

(雑則)

第24条 この細則に定めるもののほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

附 則

この細則は、平成18年12月12日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月10日)

この細則は、平成19年8月10日から施行する。

附 則 (平成23年1月18日細則第26号)

この細則は、平成23年1月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年6月21日細則第9号)

この細則は、平成23年6月21日から施行する。

附 則 (平成23年10月18日細則第16号)

この細則は、平成23年10月18日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日細則第2号)

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年9月3日細則第1号)

この細則は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日細則第13号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日細則第33号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日細則第14号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日細則第13号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日細則第31号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日細則第5号)

この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日細則第14号)

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日細則第11号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日細則第2号)

この細則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 （令和6年12月16日細則第6号）

この細則は、令和6年12月16日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

（元号） 年 月 日

国立大学法人電気通信大学
学長選考・監察会議議長 殿

推薦者代表

所 属

職 名

氏 名

（署名又は記名押印）

学 長 候 補 者 推 薦 書

このことについて、国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第4条の規定に基づき、別紙の者を学長候補者として推薦します。

なお、推薦に当たっては、本人の同意を得ていることを申し添えます。

添付書類

- 1 学長候補者推薦書
- 2 推薦者名簿

学長候補者推薦書

ふりがな 氏名	
生年月日・年齢	
現住所	
現職	
最終学歴	
学位・称号	
主な職歴	
専攻分野	
教育・研究業績 (学会活動を含む)	

<p>推 薦 理 由</p>	
----------------	--

学長候補者略歴書

ふりがな 氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 満 歳
現住所	
現職	
最終学歴	年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 単位取得退学
学位・称号	(大 学 名) 年 月 日
主な職歴	
専攻分野	
学会及び社会における活動	※教育上の業績、学会への貢献、学術行政への寄与、その他行政への寄与、産・学・官連携への貢献、経営・管理運営に関する経験などについてご記入ください。
その他特記事項	

所 信 表 明

（元号） 年 月 日
（現 職）
（氏 名）

* 所信表明については、本学の現状認識及び将来構想、法人経営を含めた運営方針について記述していただくこととし、A4サイズ数枚以内に収めるようお願いいたします。

文字の大きさは、12ポイント以上でお願いいたします。

意向調査対象者一覧

ふりがな 氏名 生年月日（年齢）	現職又は主なる前職

上記の者を意向調査対象者として選出する。

1. 選考経緯

2. 選考理由

（元号） 年 月 日

（元号） 年 月 日（確定日）

意向調査投票資格者名簿

意向調査等実施委員会

番号	所 属	職 名	氏 名	備 考

注）国立大学法人電気通信大学学長選考選考等規程第6条各号に定める者の所属ごとに、職名別に、五十音順に記入し、それぞれの末尾に計〇人と入れ、最後尾に合計〇人と入れる。

注）情報理工学域のみに所属する教育研究職員については情報理工学研究科の後に情報理工学域として記入すること。

第7号様式（第13条関係）

折
り
目

折
り
目

中

表 三折

対象者氏名は、欄内に一名記入のこと	対象者 氏 名	
-------------------	------------	--

用紙	国立大学法人電気通信大学意向調査
之 大 印 学	投票

（元号） 年 月 日

意向調査等実施委員会委員長 殿

職 名
氏 名
（署名又は記名押印）

不在者投票願

意向調査の投票日（ 年 月 日）は下記の理由により不在しますので、不在者投票の取扱いをお願いします。

理 由： _____

（注）この願い出は、 月 日（ ）までに総務企画課秘書係に提出してください。

----- きりとり線 -----

（元号） 年 月 日

殿

意向調査等実施委員会

不在者投票承認等通知書

（元号） 年 月 日付けで願い出があった不在者投票については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 承認します。
 - 1 不在者投票の期間は、 月 日（ ）から 月 日（ ）正午までです。
 - 2 不在者投票を行う場合は、本通知書を持参の上、総務企画課秘書係に申し出てください。

- 次の理由により不承認とします。

理由： _____

（元号） 年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

解任要求者代表

所 属

職 名

氏 名

（署名又は記名押印）

学 長 解 任 要 求 書

このことについて、国立大学法人電気通信大学学長選考等規程第10条の規定に基づき、下記のとおり解任の要求を行います。

解任要求の理由

第12号様式（第22条関係）

折
り
目

折
り
目

中

表 三折

<p>国立大学法人電気通信大学学長解任 投票用紙</p> <table border="1" data-bbox="1027 898 1163 1043"><tr><td>大</td><td>学</td></tr><tr><td>之</td><td>印</td></tr></table>	大	学	之	印	<p>(注意) 賛成・反対のいずれかに○印を付すこと</p>	<p>の 国立大学法人電気通信大学長○○○○ 「賛成 解任に 反対」 する</p>
大	学					
之	印					